

近畿中部防衛局達第15号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条の規定に基づき、近畿中部防衛局身分証明書取扱規則を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局身分証明書取扱規則

改正 平成21年3月31日近畿中部防衛局達第2号

改正 平成23年7月29日近畿中部防衛局達第6号

改正 令和3年3月19日近畿中部防衛局達第1号

改正 令和5年9月11日近畿中部防衛局達第8号

（通則）

第1条 近畿中部防衛局職員の身分証明書の取扱いについては、この達によるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において「個人番号カード」、「身分証明機能」、「マスキングカード」、「カードケース」及び「身分証明書」の定義は、それぞれ隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第3条に定めるところによるものとする。ただし、第8条第1項第2号に規定する身分証明書については、この限りでない。

（身分証明書の所持）

第3条 職員（自衛官を除き非常勤職員を含む。以下同じ。）は、常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は汚損しないよう十分注意し、

かつ、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(身分証明書に係る様式等)

第4条 身分証明書に係る様式は、マイナンバーカードを活用した身分証明書について（防人計第11851号。令和5年6月1日）別紙第1に定めるところによるものとする。

2 身分証明書の有効期限は、身分証明機能を付与する個人番号カードの有効期限とする。

(発行責任者)

第5条 身分証明書の発行事務の責任者（以下「発行責任者」という。）は、近畿中部防衛局総務部長とする。

(身分証明書の発行)

第6条 発行責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、身分証明書を発行するものとする。

(1) 採用、転任等により新たに職員となったとき

(2) 職員が個人番号カードの交付を受けたとき

2 前項の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、近畿中部防衛局以外の機関で発行された身分証明書を有している者にあつては、個人番号カードに身分証明機能を付与することをもって、新たに身分証明書を発行したとみなすことができる。

3 発行責任者は、職員の氏名に変更があつた場合には、個人番号カードに付与した身分証明機能の情報を更新するものとする。

4 発行責任者は、身分証明書を発行する場合において、旧姓を使用する職員には、旧姓を使用した氏名を貼付したマスキングカードを貸与するものとする。

5 マスキングカードの貸与を受けた職員は、直ちに、マスキングカードの署名欄に自署し、カードケースに個人番号カード及びマスキングカードを格納するものとする。

6 発行責任者は、身分証明書を発行するとき、又はマスキングカードを貸与するときは、別記第1号様式による身分証明書発行簿に登録し、発行を受けた職員に受領の確認をさせるものとする。

(身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱い)

第7条 職員は、身分証明書を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに発行責任者に対し、別記第2号様式による亡失・損傷報告書を提出しなければならない。

- 2 発行責任者は、前項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明書を亡失した職員（以下「身分証明書亡失職員」という。）の身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。
- 3 発行責任者は、第1項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、新たにマスキングカード及びカードケース又はこれらのいずれか（以下「マスキングカード等」という。）を貸与するものとする。
- 4 発行責任者は、亡失した身分証明書が発見された場合には、身分証明書亡失職員に対し、別記第3号様式による発見報告書を提出させるものとする。この場合において、新たに個人番号カードに身分証明機能を付与する以前であれば、第2項の規定による措置を解除できるものとする。

(マスキングカード等の返納等)

第8条 身分証明書を所持している職員は、次の各号に掲げる場合には、必要に応じて、マスキングカード等を発行責任者に返納しなければならない。

- (1) 職員が退職する場合（職員が近畿中部防衛局（その所掌事務を分掌する地方防衛支局及び地方防衛事務所を含む。）で引き続き任用される場合を除く。）
 - (2) 職員が身分証明書の発行権者を異にして異動することにより、異動先で新たに身分証明書を交付される場合
 - (3) 新たにマスキングカード等を貸与される場合
- 2 発行責任者は、前項の規定により返納を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

- 3 発行責任者は、近畿中部防衛局以外の機関で貸与されたマスクングカードについて、返納又は亡失があった場合は、速やかに当該機関に返納又は亡失の通知をするものとする。
- 4 発行責任者は、職員からマスクングカードが返納されたときは、身分証明書発行簿の当該マスクングカードに係る記載事項を抹消し、その備考欄に処理年月日及び理由を付記するとともに、第3項の場合を除き、返納されたマスクングカードを裁断する等、確実に廃棄しなければならない。

(臨時の身分証明書)

第9条 発行責任者は、職員が個人番号カードの取得に時間を要する等のやむを得ない事由により身分証明書の発行ができないときは、当該職員に対し、別記第4号様式により、臨時の身分証明書（以下「臨時身分証明書」という。）を発行することができる。

- 2 臨時身分証明書の有効期限は、発行の日から6箇月とする。
- 3 臨時身分証明書に貼り付ける写真は、発行の日前3箇月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。
- 4 臨時身分証明書の所持、発行、亡失、損傷又は返納等に係る取扱いについては、第3条、第6条第6項、第7条第1項又は前条第1項、第3項若しくは第4項の規定の例による。

別記第2号様式（第7条第1項関係）

年 月 日

発行責任者

近畿中部防衛局総務部長 殿

所 属
官 名
氏 名

亡失・損傷報告書

私は、下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{身分証明書} \\ \text{臨時身分証明書} \end{array} \right\}$ を $\left\{ \begin{array}{l} \text{亡失} \\ \text{損傷} \end{array} \right\}$ しましたので、報告します。

記

注1：損傷のときは、その損傷した身分証明書又は臨時の身分証明書の写しを添付すること。

注2：亡失又は損傷の日時、場所、経緯及び亡失等の後に採った措置について記載すること。

別記第3号様式（第7条第4項関係）

年 月 日

発行責任者

近畿中部防衛局総務部長 殿

所 属
官 名
氏 名

発見報告書

私は、 年 月 日に亡失の報告をした { 身分証明書
臨時身分証明書 } について、
下記のとおり発見しましたので、報告します。

記

注：発見の日時及び場所等を詳細に記載すること。

別記第4号様式（第9条第1項関係）

寸法の数字はミリメートル

← 85 →
← 79 →
← 24 →

↑ 60 ↑ 54 ↑ 30 ↓

臨時身分証明書 第 号

写 真 (刻印)	防衛省 Ministry of Defense 氏 名 (NAME) Government of Japan
-------------	-----------------------------------------------------------

上記の者は、防衛省の職員であることを証明する。
(有効期限： 年 月 日)

近畿中部防衛局長

(表)

← 85 →
← 79 →

↑ 60 ↑ 54 ↓

生年月日 年 月 日

(DATE OF BIRTH) ** * * * * *

注意事項

- 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に所持しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、マイナンバーカードを取得した場合は、直ちに発行機関へ返納しなければならない。
- 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再発行を受けなければならない。
- 5 この証明書の紛失時は、発行機関まで速やかに届け出ること。

【この証明書を拾得された方は、発行機関まで連絡ください。】

発行機関：近畿中部防衛局 TEL 06-6945-4952

(裏)

注：(DATE OF BIRTH) 欄には、日、月（英語3字略記）及び西暦を記載すること。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年近畿中部防衛局達第2号）

第1条 この達は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この達の施行の際に現に存する身分証明書は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（令和3年近畿中部防衛局達第1号）

（施行期日）

第1条 この達は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

第3条 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年近畿中部防衛局達第8号）

（施行期日）

第1条 この達は、令和5年9月11日から施行する。

（近畿中部防衛局身分証明書取扱規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この達による改正前の近畿中部防衛局身分証明書取扱規則第5条の規定により発行された身分証明書（以下「旧身分証明書」という。）は、当該旧身分証明書の有効期限が到来する日又はこの達による改正後の近畿中部防衛局身分証明書取扱規則第6条の規定により発行された身分証明書（以下「新身分証明書」という。）が発行された日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。

第3条 新身分証明書を発行した職員において、引き続き旧身分証明書を併用する必要があると認められるときは、これを保有することができる。

第4条 新身分証明書を発行していない職員における旧身分証明書の返納に係る取扱いについては、なお従前の例による。